

職開発0317第2号
平成23年3月17日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の実施
に係る留意事項について

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例については、平成23年3月17日付け職発0317第2号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記にも留意の上、遗漏のないようお願いする。

記

1 周知方法

雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）の具体的な活用事例等について、別添のリーフレットを活用（必要に応じて連絡先等を追記）して、労働局及び公共職業安定所の窓口並びにホームページ等により積極的な周知を図るとともに、特に利用が多く見込まれる地域については雇調金の利用に係る説明会等も実施すること。

2 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例

東北地方太平洋沖地震被害に伴う労働者の雇用維持についての相談があった場合、雇調金の説明に加え、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例についてもあわせて説明すること。

また、結果的に雇調金を受給することとした場合、事業主から労働者に休業手当が支払われることとなるため、当該労働者については雇用保険の特例が適用されないことに留意して周知すること。

3 経済上の理由による事業活動の縮小の具体例

経済上の理由による事業活動の縮小の具体例は、別添リーフレットに記載のあるとおりであるが、経済上の理由による事業活動の縮小はリーフレットに記載のあるものに限られるものではないため、事業主から相談があった場合は、個別に事情を聞いて判断すること。なお、経済上の理由であることは事業活動の縮小を確認する際（初回計画届の確認時）に要件となるものであり、既に対象となっている事業主が実施する個々の休業について要件となるものではないことに留意すること。

4 計画届等の提出方法

計画届及び支給申請書については、「管轄労働局又は公共職業安定所の窓口で確認を受けることを原則とする」こととなっているが、震災の影響でこれが困難な場合は、各労働局及び公共職業安定所の実情に応じて柔軟に対応すること。

5 業務統計

局長通達記第2の1にある対象事業主については、従来の一般事業主と同様の業務統計を別途とることとしているため、計画届や支給申請書に係る頻度を集計する際には留意すること。なお、具体的な集計用紙等については別途通知する。

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

